平成２４年（フ）第５５号
北海道赤平市茂尻春日町２丁目５番地
債務者　棧敷　雅博
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
北海道滝川市扇町２丁目３番10号
債務者　清川五十次
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
北海道滝川市扇町２丁目３番10号
債務者　清川　正子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
北海道滝川市江部乙町西12丁目12番58号　北辰団地62号
債務者　小玉　康子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
北海道赤平市幸町４丁目４番地
債務者　村山　善一
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
群馬県高崎市井出町673番地　福島ハイツＡ―105号
債務者　矢嶋　一郎
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２７３号
群馬県高崎市新町1192番地６　市住90号
債務者　田村　　栄
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７００号
埼玉県川越市大字寺尾156番地１　エルグラン302号室
債務者　村岡　将匡
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７１１号
埼玉県飯能市大字岩沢805番地
債務者　沼田　正行
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７１２号
埼玉県飯能市大字岩沢805番地
債務者　沼田トミコ
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０２号
新潟市中央区東大通２丁目11番12号
債務者　齋藤キミエ
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０９号
新潟市東区山木戸３丁目11番12号
債務者　松本　　仁
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２５号
新潟市北区濁川１丁目16番52号
債務者　大島　　亮
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３５号
新潟市東区大形本町３丁目１番78―504号
債務者　高橋　良二
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３６号
新潟市西区上新栄町２丁目14番45号
債務者　山口　友子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４９号
新潟市中央区窪田町１丁目９番地１、前住所新潟市東区大山２丁目11番13号
債務者　瀬野　秀美
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４７号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅６棟702号
債務者　祖父江政則
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３６０号
愛知県一宮市開明字杁先12番地１　マンションフレイグランス２Ｄ
債務者　柴山　正好
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部